

2006年5月18日

<ニュースリリース>

本リリースは2006年4月28日に米国で発表されたものです

米国研究製薬工業協会(PhRMA)

**PhRMA のビリー・トーザン理事長、  
グローバルな知的財産権に関するブッシュ政権の優先事項を支持**

米国研究製薬工業協会 (PhRMA) のビリー・トーザン理事長は4月28日、米国通商代表部 (USTR) により連邦議会に提出された、ブッシュ政権の世界における知的財産権に関する議題を概説した「スペシャル 301 条」の年次報告書について次のような声明を発表しました。

「世界中における知的財産法とその施行の強化に向けたブッシュ政権の取り組みを賞賛する。このような取り組みは、新薬の研究開発に対するグローバルなモチベーションの維持に欠かせない。全世界における知的財産権の尊重は、将来に渡り開発され、人々の命を長らえる処方薬を世界中の患者に届ける原動力となるだろう。これは、米国の患者が新薬の開発費を過度に負担することを避けるためにも特に重要であり、米国の知的財産権の保護は米国経済にとっても重要である」

「また、USTR が中国やロシアを中心に世界中で流通している偽物の薬品と戦う重要性に焦点を当てたことを特に評価したい。こうした医薬品は、危険だけでなく生命を奪う可能性もあり、全世界の患者は薬剤の購入にあたり、それがいかがわしい企業や個人が不当な利益を上げている偽者の薬品などではなく、安全で効果のあるものだと確信できなければならない。さらに、これらの国では今なお知的財産権に対する意識が低く、ロシアでは効果的なデータ保護が行われていない。そのため、これらの市場における保護レベルの強化に向けた積極的な取り組みが特に重要となっている」

「同報告書は、製薬の革新を支持することの重要性を強調している。これは、グローバルな革新を妨げ、新薬の開発を阻害するような市場参入の障壁の解消に向けた USTR の継続

的なコミットメントを示し、大きな意義を有する。これらの課題の重要性に照らすと、ブッシュ政権が今後1年間にわたり主要な貿易国との取り組みを強化することが重要となる。そのためには対話が必要であり、市場参入の障壁が革新的製品に多大な、または差別的な影響を与える場合には、その他の通商政策を用いることが必要になるだろう。PhRMAは、スペシャル301条の市場参入規定をより積極的に活用することも含め、これらの取り組みを支援していく」

「PhRMAはまた、自由貿易協定(FTA)のパートナー国との間において、公平な立場を獲得して知的財産権の保護を強化し、革新の進展に努める USTR の取り組みを支援する。とりわけ重要なのは、現行のFTAに示されるパートナー諸国の義務の履行を確実なものとする取り組みで、現在チリなどで大きな懸念が生じている。PhRMAは、これらの懸念の深刻さを踏まえて、チリを「優先監視国」に引き上げることを勧告し、USTRの継続的な取り組みとこれらの課題の迅速な見直しを期待する」

「スペシャル301条のプロセスは、貿易相手国の高い注意を喚起する上で引き続き効果を上げている。関心を高めることは、知的財産権侵害問題を是正する上で必要なものである。PhRMA 会員企業は、米国の消費者、患者、業界の利益を代弁する USTR のスタッフと緊密に協力し、世界の主要国における公正を欠く取引慣行の是正に貢献していきたい」

###

PhRMAは、米国で事業を行っている主要な研究開発志向型製薬企業と、バイオテクノロジー企業を代表する団体です。会員企業は新薬の発見・開発を通じて、患者がより長く、より健全でより活動的に暮らせるよう、先頭に立って新しい治療法を探求しています。会員企業の新薬研究開発に対する2005年の投資額は、約394億ドル(概算)で、製薬業界全体の投資額は過去最高の513億ドルに達しました。

PhRMAホームページ：<http://www.phrma-jp.org>

米国 PhRMA ホームページ：<http://www.phrma.org>

生命を守る革新的な医薬品について：<http://www.innovation.org>

処方支援パートナーシップについて：<http://www.pparx.org>

輸入薬の危険性について：<http://www.buysafedrugs.info>